

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目次

### 告示

- 県営土地改良事業計画を変更した件
- 道路の区域を変更する件二件

二七九  
二七九

### 告示

#### 福島県告示第三百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、原地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

（農村計画課）

#### 福島県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十四年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
県道米沢猪苗代線	耶麻郡北塩原村大字檜原字西吾妻山外一国有林四四一林班へ一小班地先から	変更前	一八・〇〇	一五六・〇
	同 郡同 村大字檜原字西吾妻山外一国有林四四一林班へ一小班地先まで	変更後	一八・〇〇 四〇・二	一五六・〇

（道路計画課）

#### 福島県告示第三百八十一号

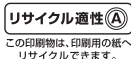
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十四年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
県道米沢猪苗代線	耶麻郡北塩原村大字檜原字西吾妻山外一国有林四四一林班へ一小班地先から	変更前	二五・二〇	一一四・五
	同 郡同 村大字檜原字西吾妻山外一国有林四四一林班へ一小班地先まで	変更後	二八・〇〇 四一・〇	一一四・五

（道路計画課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷